

健康保険の加入手続きには マイナンバーの記載が必要です

健康保険の加入手続きにおいて、従業員や被扶養者のマイナンバーを記載せず届出した場合は、医療機関の窓口に設置している「オンライン資格確認等システム」にデータが登録されていないため、マイナンバーカードだけではなく、健康保険証で受診した場合であっても**健康保険の資格や一部負担金限度額の確認に支障が生じる可能性**があります。

オンライン資格確認システムに未登録となる事例

- ・従業員ご自身や被扶養者のマイナンバーを事業所に届け出ないことによるもの
- ・事業所の社会保険担当者が、従業員の加入手続きの際、健康保険証の速やかな交付を優先し、すでに提出のあったマイナンバーを資格取得届等に記載せず、提出を失念したことによるもの
- ・健康保険組合における事務処理上の遅延が生じたことによるもの

なお、従業員や被扶養者のマイナンバーを健康保険組合に届出することにより、様々なメリットを享受できます。

健康保険組合にマイナンバーを登録することによるメリット

- ・「オンライン資格確認等システム」を導入している医療機関・薬局においては、**マイナンバーカードを健康保険証として利用※**できるようになるため、健康保険証の発行を待たずに受診することができます。
※事前に、「オンライン資格確認等システム」を導入しているか医療機関・薬局に確認の上、受診してください。
- ・また、ご自身の投薬データや特定健診データが医療機関や薬局で連携されるため、**データに基づいたより良い診療を受けることが可能**となります。(本人同意が必要)
- ・さらに、医療費の支払いが一時的に高額になる場合は、**必要な手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要**になります。

オンライン資格確認に関する照会について

詳細については、次のホームページ等をご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日9:30～17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

【厚生労働省特設ホームページ】

